

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

令和7年度社会福祉施設等の整備方針について〔高齢者福祉関連分〕

保健医療介護部介護保険課

令和7年度高齢者福祉施設等に関する整備方針について

第10次福岡県高齢者保健福祉計画（令和6年3月策定）（計画期間：令和6年度～令和8年度。以下「第10次計画」という。）を推進するため、令和7年度の高齢者福祉施設等の整備については、次のとおり進めます。

1 創設その他定員の増加を伴う整備について

市町村等における老人福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを踏まえて策定された第10次計画に基づいて行うこととします。

(1) 介護保険施設

① 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

※老人福祉法第20条の5に規定（介護老人福祉施設は介護保険法第8条第27項に規定）

要介護3以上の人及び要介護1又は要介護2の人であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことにについてやむを得ない事情があると認められる人を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。

第10次計画において、整備の必要性が認められる圏域について、整備を進めます（ユニット型を基本とします。）。

*ユニット型とは、全室個室で、ユニットケアを行うものをいいます。

ユニットケアとは、入所者を10人程度のグループに分けて、一つの生活単位（ユニット）として、居宅に近い居住環境で介護を行うものです。

② 介護老人保健施設 ※介護保険法第8条第28項に規定

病状が安定期にある要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその能力に応じて自立した生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指す施設です。

第10次計画において、新たな整備は行いません。

③ 特定施設入居者生活介護 ※介護保険法第8条第11項に規定

有料老人ホーム等において入居している要介護者に対して、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等の日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の世話を提供します。

第10次計画において、整備の必要性が認められる圏域について、整備を進めます。

④ 介護医療院 ※介護保険法第8条第29項に規定

病状が比較的安定期にある要介護者であって、長期にわたり療養が必要である者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設です。

第10次計画において、新たな整備は行いません。

(2) 介護保険施設以外の施設

① 養護老人ホーム ※老人福祉法第20条の4に規定

原則として65歳以上の高齢者であって、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させる施設です。

第10次計画において、新たな整備は行いません。

② 軽費老人ホーム ※老人福祉法第20条の6に規定

60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、かつ、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、無料又は低額な料金で入所させる施設です。入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行います。

第10次計画において、新たな整備は行いません。

2 施設の改築及び改修について

入所者等の安全の確保及び入所者の居住環境の改善等の観点から、老朽化が著しく、施設の改築又は改修の必要性が認められ、かつ、緊急性の高いものの整備を進めます。

また、地域住民との交流や入所者の処遇向上、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースの整備についても進めます。

さらに、特別養護老人ホームの多床室における居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修についても進めます。

第10次福岡県高齢者保健福祉計画における整備計画

別表 1 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）整備計画・・・P 1

別表 2 特定施設入居者生活介護整備計画・・・・・・・・・・P 2

(別表1)

第10次福岡県高齢者保健福祉計画における特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備計画

高齢者保健 福祉圏域	令和5年度末		整備計画数(床)				令和8年度末 整備目標数 (床)
	施設数 (施設)	定員数 (床)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	
福岡・糸島	78	6,019	90	100	0	190	6,209
福岡市	74	5,739	90	100	0	190	5,929
福岡市分を除いたもの	4	280	0	0	0	0	280
糟屋	16	850	0	0	0	0	850
宗像	13	644	0	0	0	0	644
筑紫	15	1,163	0	0	0	0	1,163
朝倉	11	630	0	0	0	0	630
久留米	24	1,310	10	0	0	10	1,320
久留米市	9	560	0	0	0	0	560
久留米市分を除いたもの	15	750	10	0	0	10	760
八女・筑後	15	955	0	0	0	0	955
有明	23	1,260	0	0	0	0	1,260
飯塚	23	1,200	0	0	0	0	1,200
直方・鞍手	13	730	0	0	0	0	730
田川	25	1,590	0	0	0	0	1,590
北九州	73	5,803	0	0	0	0	5,803
北九州市	61	4,953	0	0	0	0	4,953
北九州市分を除いたもの	12	850	0	0	0	0	850
京築	18	1,008	0	0	0	0	1,008
政令市分	135	10,692	90	100	0	190	10,882
中核市分	9	560	0	0	0	0	560
県分	203	11,910	10	0	0	10	11,920
合 計	347	23,162	100	100	0	200	23,362

※福岡市は、介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を分けて整備計画数を定めていないため、介護老人福祉施設に数字をまとめて計上している。

(別表2)

第10次福岡県高齢者保健福祉計画における特定施設入居者生活介護の整備計画

高齢者保健福祉圏域	区 分	令和5年度末		整備計画数(床)				令和8年度末 整備目標数(床)
		施設数 (施設)	定員数(床)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	
福岡・糸島	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混 合 型	60	4,218	0	0	0	0	4,218
	計	60	4,218	0	0	0	0	4,218
	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混 合 型	59	4,194	0	0	0	0	4,194
	計	59	4,194	0	0	0	0	4,194
	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混 合 型	1	24	0	0	0	0	24
	計	1	24	0	0	0	0	24
糟 屋	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混 合 型	9	489	0	0	0	0	489
	計	9	489	0	0	0	0	489
宗 像	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混 合 型	5	326	0	0	0	0	326
	計	5	326	0	0	0	0	326
筑 紫	介護専用型	2	160	0	0	0	0	160
	混 合 型	17	908	0	0	0	0	908
	計	19	1,068	0	0	0	0	1,068
朝 倉	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混 合 型	1	43	0	0	0	0	43
	計	1	43	0	0	0	0	43
久留米	介護専用型	1	30	0	0	0	0	30
	混 合 型	16	583	0	0	0	0	583
	計	17	613	0	0	0	0	613
	介護専用型	1	30	0	0	0	0	30
	混 合 型	12	475	0	0	0	0	475
	計	13	505	0	0	0	0	505
	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混 合 型	4	108	0	0	0	0	108
	計	4	108	0	0	0	0	108
八女・筑後	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混 合 型	3	124	0	0	0	0	124
	計	3	124	0	0	0	0	124
有 明	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混 合 型	10	286	0	0	0	0	286
	計	10	286	0	0	0	0	286
飯 塚	介護専用型	1	30	0	0	0	0	30
	混 合 型	8	320	0	0	0	0	320
	計	9	350	0	0	0	0	350
直方・鞍手	介護専用型	3	134	0	0	0	0	134
	混 合 型	8	509	0	0	0	0	509
	計	11	643	0	0	0	0	643
田 川	介護専用型	2	122	0	0	0	0	122
	混 合 型	6	272	0	0	0	0	272
	計	8	394	0	0	0	0	394
北九州	介護専用型	1	50	0	128	0	128	178
	混 合 型	54	3,326	0	0	0	0	3,326
	計	55	3,376	0	128	0	128	3,504
	介護専用型	0	0	0	128	0	128	128
	混 合 型	49	3,047	0	0	0	0	3,047
	計	49	3,047	0	128	0	128	3,175
	介護専用型	1	50	0	0	0	0	50
	混 合 型	5	279	0	0	0	0	279
	計	6	329	0	0	0	0	329
京 築	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混 合 型	16	865	0	0	0	0	865
	計	16	865	0	0	0	0	865
政令市分	介護専用型	0	0	0	128	0	128	128
	混 合 型	108	7,241	0	0	0	0	7,241
	計	108	7,241	0	128	0	128	7,369
中核市分	介護専用型	1	30	0	0	0	0	30
	混 合 型	12	475	0	0	0	0	475
	計	13	505	0	0	0	0	505
県 分 計	介護専用型	9	496	0	0	0	0	496
	混 合 型	93	4,553	0	0	0	0	4,553
	計	102	5,049	0	0	0	0	5,049
合 計	介護専用型	10	526	0	128	0	128	654
	混 合 型	213	12,269	0	0	0	0	12,269
	計	223	12,795	0	128	0	128	12,923

※北九州市は、介護専用型特定施設入居者生活介護と地域密着型特定施設入居者生活介護を分けて整備計画数を定めていないため、介護専用型特定施設入居者生活介護に数字をまとめて計上している。

※養護老人ホームの特定施設入居者生活介護事業者の指定については、整備計画数の対象とせず、市町村と調整を図りながら進める。

※介護専用型：入所定員30人以上で、入居者が要介護者及びその配偶者等に限られるもの。

※混合型：入居者が要介護者及びその配偶者等に限られないもの。